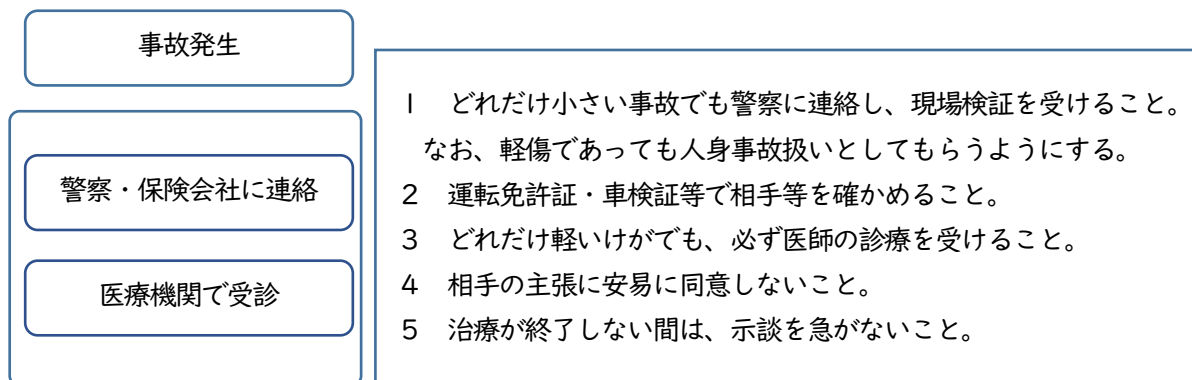


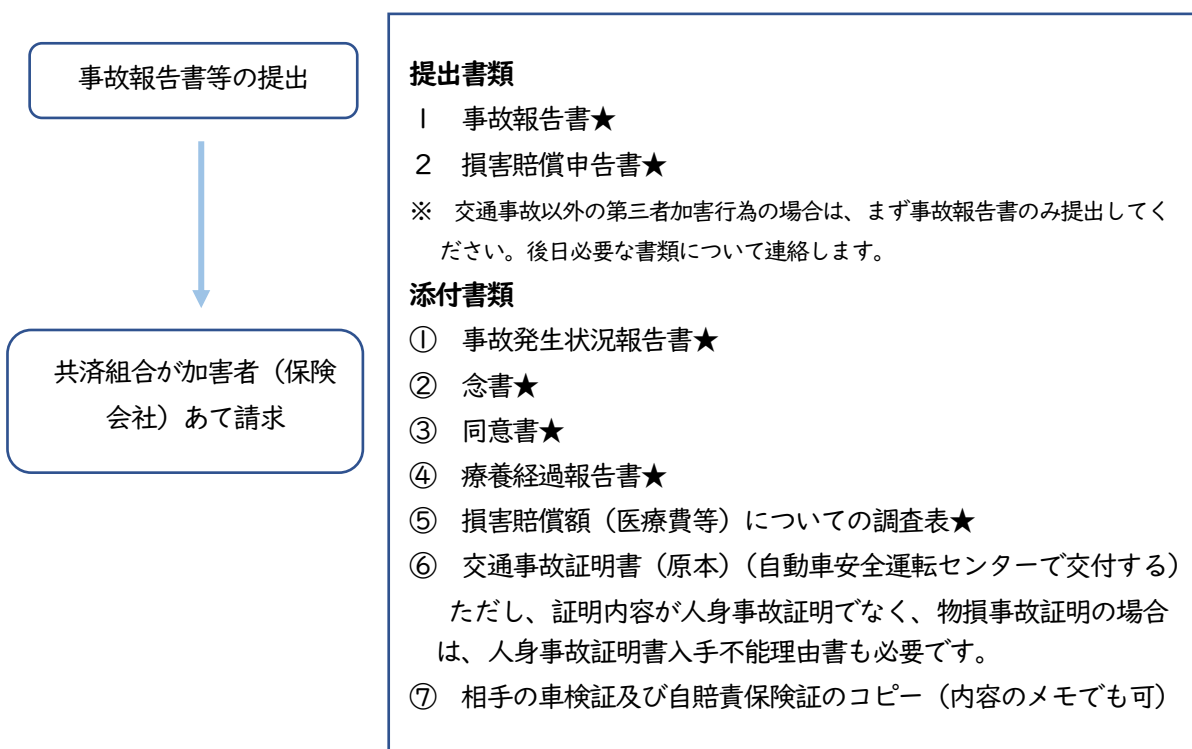
交通事故などの第三者の行為によるけがや病気の治療に要する費用は、加害者の負担になります。
マイナ保険証又は資格確認書等を提示した場合は、加害者が支払うべき治療費を共済組合が立て替えて支払うことになり、後日、加害者に対して立て替えた治療費等を請求します。
マイナ保険証又は資格確認書等を提示した場合は速やかに、共済組合へ事故報告書を提出してください。

事故が起きてしまったら・・・

一般的な流れ



事故発生後速やかに共済組合に「事故報告書」等の提出が必要



示談 事前に公立学校共済組合宮城支部給付班に必ず連絡してください。

被害を受けた組合員等が不利な示談をすると、共済組合が立て替えた治療費等を加害者に請求することができなくなり、組合員自身に負担していただくことになります。

※ 第三者加害行為に係る諸手続きについて、共済組合で委託している「ケーシップ株式会社」から組合員の自宅あてに直接連絡する場合があります。